

令和3年度後期高齢者医療保険制度の 保険料のお知らせ

所得の低い方への保険料均等割額軽減措置が次のとおり見直されました。

■均等割額の特例措置

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、国の医療保険制度改正により、段階的に見直しが行われ、令和3年度以降は本来の7割軽減となります。

	令和2年度	令和3年度以降
軽減割合	7.75割軽減 (変更前)	7割軽減 (変更後)

■均等割額軽減に係る基準額

平成30年度税制改正で個人所得課税の見直しが行われたことに伴い、保険料の均等割額軽減に係る基準額が次のとおり見直されました。

○所得の低い方への軽減措置

世帯（被保険者全員と世帯主）の合計所得が次の基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。
世帯は、その年度の4月1日（年度途中で資格を取得した方は資格取得日）時点の状況で判定します。

7割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数※) - 1]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (28.5万円 × 被保険者数)]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (52万円 × 被保険者数)]を超えない世帯

※給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たすものの合計数をいい、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

■問合せ

○栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805（代表）

○税務課庶務諸税係 ☎72-6936

大田原税務署からのお知らせ 令和2年分所得税等の納付等のご案内

令和2年分所得税等の納付期限と振替納税を利用している方の口座振替日は、申告・納付期限の延長に伴い、下表のとおり延長されました。納付期限までの納付または振替日前の預貯金残高の確認をお願いします。

なお、納税が納付期限に遅れた場合または残高不足等で口座振替ができなかった場合には、納付期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

振替納税をご利用いただくと、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関や税務署に向かなくても自動的に納付ができ、便利・安全・確実です。振替納税の利用開始は、各税目の確定分の納付期限までに手続きしてください。

マイナンバーカード交付の 休日窓口のご案内（予約者限定）

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。なお、必ず予約をお願いします。

当日予約はできません。また、予約がない場合は、開設しません。

税目等	納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	確定分	5月31日(月)
	延納分	
個人事業者の消費税及び地方消費税	確定分	5月24日(月)
贈与税	確定分	利用できません

■問合せ 大田原税務署 ☎0287-22-3115

※自動音声案内により番号をお選びください。

▼日 程 5月22日(土)、30日(日)
▼時 間 午前9時～正午
▼場 所 住民生活課(本庁1階)
▼問 合 せ 住民生活課戸籍住民係
☎(72)6908

